

労働問題の相談はお近くの労政事務所へお電話ください。相談は無料です。

川口労政事務所 048-252-3977

大宮労政事務所 048-642-6771

熊谷労政事務所 0485-23-2817

川越労政事務所 0492-42-1812

秩父労政事務所 0494-23-7881

春日部労政事務所 048-737-2136

労働相談



Q

私は、長年営業職として勤務してきましたが、先月、部長から、会社の経営状態が苦しいので他の職場を探してくれないかといって、退職を勧奨されました。急な話で就職のあてもないので最初は断ったのですが、何度もしつこく勧奨されて、最近は職場に居づらい雰囲気になっています。私は退職勧奨に応じなければならないのでしょうか。

A

I 退職勧奨とは

労働者と使用者の雇用関係が終了して、労働者が会社を離れるケースとして、「退職」、「辞職」、「契約期間満了」、「解雇」、「懲戒解雇」など様々なものがあります。

このうち、「解雇」は、使用者側からの一方的な意思表示により労働契約を解約することであり、「退職」は、定年や契約期間の満了のほか、労働者と使用者が合意の上で労働契約を終了させる場合と、労働者からの一方的な意思表示により労働契約を解約する辞職があります。

さて、「退職勧奨」とは、使用者側から労働者に働きかけて、退職することを促すための事実上の説得行為ですから、この勧奨に応じるか否かは労働者の全くの自由です。労働者が勧奨に応じて退職する意思を表示すると、労働契約解約の申し込みとなり、使用者がこの申し込みに同意することにより労働契約の合意解約が成立することになります。

そこで、御質問のケースですが、相談者が退職勧奨に応じたくないのであれば、使用者に対して明確に拒否すればよいでしょう。これにより、労働者が不利益を受けることはありません。

II 退職勧奨が違法となる場合

労働者が退職勧奨に対して、退職する意思がないことを明確に表示しているにもかかわらず、使用者がさらに執拗に勧奨を行う場合は、違法な退職勧奨となることがあります。例えば、部屋に拘束された状態で、繰り返し長時間に及ぶ勧奨をされた場合などは、不法行為を理由に損害賠償請求や会社の謝罪を求めることができます。

また、このような度の過ぎる勧奨により労働者が強い心理的圧力を感じて退職願を出した場合や会社での再雇用が可能であると思いを誤りして退職の意思表示をしたような場合は、脅迫や錯誤を理由に退職の意思表示を取り消したり、無効とすることができます。

労政事務所では、労使間トラブルの解決へのアドバイスだけでなく、自主的にトラブルを解決できない場合に、話し合いのお手伝い（労使調整）を行っていますので、ぜひ、御相談ください。

〈問合せ先〉県勤労者福祉課（048-830-4517）